

平成15年度「環境技術実証モデル事業」における実証対象技術分野に関する アンケート調査の実施について（お知らせ）

平成15年3月17日（月）
総合環境政策局総務課環境研究技術室
室長：徳田 博保（内6241）
調整専門官：木村 正伸（内6243）
調整係長：須藤 祥（内6244）

環境省では、平成15年度より、先進的環境技術の普及を進めるため、先進的環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業を試行的に行う「環境技術実証モデル事業」を実施する予定です。

本モデル事業を開始するにあたり、平成15年度の実証対象技術分野の選定に向けた検討の参考として、技術の開発・販売者、ユーザー等のニーズを把握するため、広く一般を対象とした実証対象技術分野に関するアンケート調査を実施します。

1. 環境技術実証モデル事業について

環境省では、平成15年度より、先進的環境技術の普及を進めるため、先進的環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業を試行的に行う「環境技術実証モデル事業」を実施する予定です。

本モデル事業により、先進的環境技術の環境保全効果等が客観的に実証され、その情報が公表されることとなります。これにより、技術のユーザーは、信頼性の高い技術情報に基づき適切な環境技術を選択できるようになります。一方、技術の開発者・販売者は、客観的な実証を受けることにより、自らの持つ技術を販売しやすくなります。その結果、環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることが期待されます（事業概要については、別添「環境技術実証モデル事業概要」参照）。

2. 実証対象技術分野に関するアンケート調査について

本モデル事業においては、第三者機関が行う環境技術の実証試験の客観性を確保するため、あらかじめ、対象とする技術分野ごとに、実証試験要領を策定した上で、これに基づいて実証試験を行うこととしています。

実証試験要領の作成については、一定の時間・予算を必要とするため、全ての技術分野を当初から本事業の対象とすることは不可能です。このため、本モデル事業において、優先的に実証対象とし、実証試験要領を定める技術分野を決めていく必要がありますが、その検討の参考として、技術の開発・販売者、ユーザー等のニーズを把握するため、広く一般を対象として、以下のとおり、平成15年度の本モデル事業における実証対象技術分野に関するアンケート調査を実施します。（別添「環境技術実証モデル事業概要」4の に該当する手続きです。）

(アンケート調査概要)

(1) 提出資料：平成15年度「環境技術実証モデル事業」における実証対象技術分野に関するアンケート

(2) 提出期限：平成15年4月7日(月)(必着)

(3) 提出方法：電子メール (アドレス：etv@env.go.jp)

アンケートの項目に従い、テキスト形式で提出して下さい。

FAX (FAX 番号：03-3593-7195)

郵送 (宛先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境研究技術室)

持参 (場所：郵送の宛先と同じ)

(4) アンケートの入手方法

環境省ホームページからのダウンロード

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

郵送による送付

郵送を希望される方は、「技術実証アンケート郵送希望」と書いたメモと80円切手を添付した返信用封筒(郵便番号・住所・氏名を必ず明記)を同封の上、上記(3)の郵送の場合の宛先まで送付して下さい。

環境省総合環境政策局環境研究技術室において配付

(5) 問い合わせ先：環境省総合環境政策局環境研究技術室 TEL 03-5521-8239

(注意事項)

今回のアンケート調査は、実証試験要領を定める対象技術分野を決めていく上での参考とするためのものです。実際に実証を行う個々の技術については、実証試験要領が定められた後、実証を行う第三者機関である「実証機関」から公募されることとなります。

既存の他の技術実証事業が対象としている技術については、当分の間、本モデル事業での実証は原則として行わないこととしています。

平成15年度「環境技術実証モデル事業」における
実証対象技術分野に関するアンケート

問1 環境技術実証モデル事業で対象とすることが望ましい技術はどのようなものですか。(技術名、目的、理由等を記入して下さい。)

問2～4は、技術の開発者、販売者の方等、実証すべき技術についての詳しい情報をお持ちの方は、御記入下さい。

問2 その技術は具体的にはどのような技術ですか。適用対象、原理、設備の概略フロー、主な仕様(サイズなど)などについて、図表を用いるなどして、分かりやすく概要を書いてください。(必要に応じ、別途資料を添付して下さい。)

問3 その技術の環境保全の観点からの効果・性能（環境負荷の低減量・効率、処理能力、測定機器の場合の精度、副次的な環境影響など）について、既存の試験データを用いるなどして、可能な限り定量的に記述して下さい。また、これらの環境保全効果・性能のデータの前提となる操作条件、環境条件、測定方法等を記述して下さい。

問4 その技術が既存技術と比べて、どのような点が先進的なのか、何が優れているのかについて、記述して下さい。

問5 「環境技術実証モデル事業」に対する要望がありましたら、御記入下さい。

お名前、所属・役職名、ご連絡先を御記入下さい。

(回答者)

お名前：

所属・役職名：

(担当者連絡先)

お名前：

所属・役職名：

住 所：

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

ご協力ありがとうございました。

環境技術実証モデル事業概要

1. 目的

既に適用可能な段階に有り、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合があります。

このため、本モデル事業により、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施します。

本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られるものと期待しています。

2. 「実証」の意味について

本モデル事業では、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示す「実証」を行います。類似のものとして、環境技術が満たすべき性能について一定の基準を設定し、この基準への適合性を判定する「認証」がありますが、本事業では、このような「認証」は行いません。

3. 事業実施体制

本モデル事業は、環境省、環境省の委託・請負を受けて技術実証を行う第三者機関である「実証機関」(地方公共団体等)等が連携して行います。

4. 事業の手順

本モデル事業は、概ね以下のような手順で進めます。

環境省は、対象とすべき技術分野についてのアンケート調査により、技術の開発・販売企業、技術のユーザー等のニーズを把握します。

アンケート調査結果をもとに、環境省が設置する専門家による検討会で検討し、対象技術分野を選定します。

環境省は、選定された対象技術分野について、実証すべき環境保全効果等の項目、これらの項目を試験する方法、試験を実施する際の条件等、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成します。

環境省は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定します。

実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募します。

実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会で検討を行った上で、選定します。

実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行います。

なお、実証試験の一部は実証機関から委託を受けた別の機関が行う場合があります。

実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、これを技術の開発・販売者へ通知するとともに、環境省へ報告します。また、この実証結果報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表されます。

5. 対象技術の要件

対象技術は、以下の要件をどの程度満たしているかを検討し、総合的に判断して決定します。

- (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、自治体、消費者）から実証に対するニーズのある技術
- (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術
先進的な技術、既に販売、又は近く販売予定の技術
多数のユーザーが存在する技術、ユーザーが詳細な客観的技術情報を求めている技術
- (3) 実証が可能である技術
予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術
実証試験要領が適切に策定可能である技術
- (4) 高い環境保全効果が見込める技術
- (5) 既存の他の制度において技術評価・技術認定が実施されていない技術

6. 費用負担

15年度のモデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証を受ける者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担としますが、詳細については、実証試験要領で定めることとします。

16年度以降の事業の費用負担の考え方は、別途定めることとします。

(注) 本モデル事業概要に記述されている内容については、今後、モデル事業を具体化していく中で、変更があり得ることを御承知おき下さい。